

福岡県建築士法施行細則（昭和二十五年福岡県規則第百十一号）

改正後

改正前

（登録事項）

第五条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 氏名

三 六 (略)

（登録事項）

第五条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 氏名、生年月日及び性別

三 六 (略)